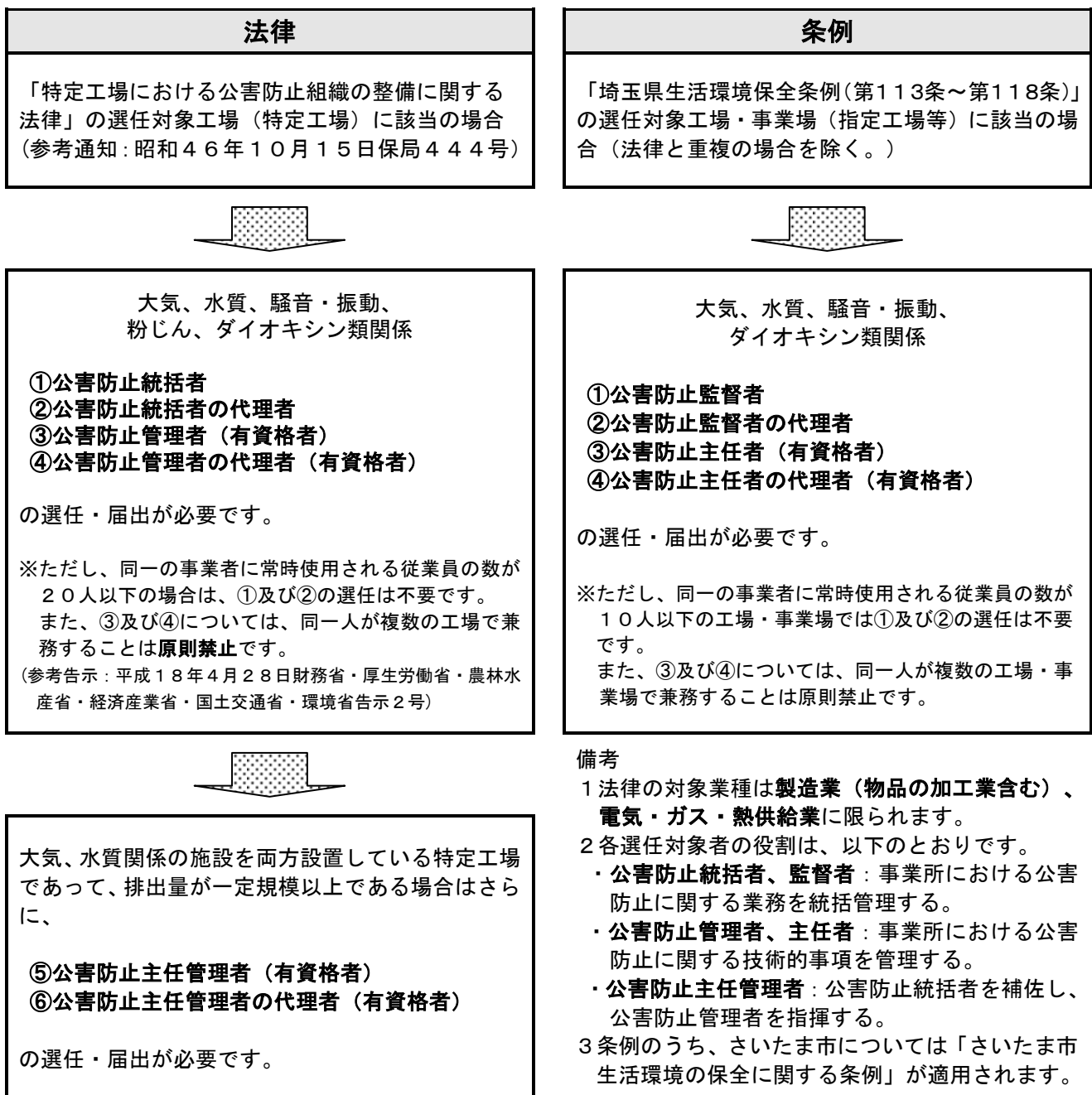


公害防止組織制度について

法律・条例で選任対象とされている工場等では、公害防止統括者・主任管理者・管理者又は公害防止監督者・主任者の選任・届出を行ってください。

公害防止組織を整備し、施設を適正に管理して、有害物質等による事故や、苦情の発生を未然に防いでください。

● 公害防止組織制度の概要



● 公害防止組織制度の役割

公害防止組織の整備により、十分な知識を持った資格者による公害発生施設の適正な管理体制や、事故時における工場・事業場内の明確な指揮命令系統が確保されます。その結果として、周辺環境への負荷が軽減され、また、周辺住民の健康被害や苦情問題を未然に防止することができます。

なお、選任・届出を怠った場合、罰則規定が適用される場合があります。

● 選任・届出期間

| 区 分 | 資 格 | 選任期間 | 届出期間 |
|--------------------------------|-----|--|-----------------------------|
| 公害防止統括者 及び同代理者 | 不 要 | 法対象工場となった日又は前任の統括者（代理者）が 解任された日から <u>30日以内</u> | 選任した日から <u>30日以内</u> |
| 公害防止監督者 及び同代理者 | | 条例対象工場・事業場となった日又は前任の監督者（代 理者）が解任された日から <u>30日以内</u> | |
| 公害防止管理者 公害防止主任管理者 及び同代理者 | 必 要 | 法対象工場となった日又は前任の管理者及び主任管理 者（代理者）が解任された日から <u>60日以内</u> | |
| 公害防止主任者 及び同代理者 | | 条例対象工場・事業場となった日又は前任の主任者（代 理者）が解任された日から <u>60日以内</u> | |

● 資格の取得等

| | |
|----------------------|---|
| 公害防止管理者 公害防止主任管理者 | <p>以下①、②により、資格が取得できます。</p> <p>①公害防止管理者等国家試験（例年7月頃に申込受付、10月頃に実施）に合格</p> <p>②公害防止管理者等資格認定講習（受講資格として経験年数等が必要、例年10月頃～3月頃に資格区分ごとに申込受付・実施）を修了</p> <p>【試験・講習に関しては、下記 URL から御確認ください】</p> <p>（一社）産業環境管理協会ホームページ http://www.jemai.or.jp/</p> <p>※公害防止管理者は、大気関係（1種～4種）、水質関係（1種～4種）、騒音・振動関係、一般粉じん関係、ダイオキシン類関係等の資格区分があります。</p> |
| 公害防止主任者 | <p>以下①、②のいずれかの条件を満たす方を選任することができます。</p> <p>①公害防止管理者資格を所有</p> <p>②公害防止主任者資格認定講習（受講資格として経験年数等が必要、例年9月上旬に申込受付、10月頃に資格区分ごとに実施）を修了</p> <p>【講習に関するお問い合わせ先】</p> <p>埼玉県 環境部 水環境課 総務・騒音・悪臭担当 TEL: 048-830-3079</p> <p>※公害防止主任者は、①大気関係、②水質関係、③騒音・振動関係、④ダイオキシン類関係の4種類の資格区分があります。</p> |

● 届出先

対象施設の設置届を提出した県環境管理事務所又は市町村の環境担当課へ各届出書を提出してください。（設置している施設によって、届出先が異なります。）

● 職務

| 区 分 | 職 務 |
|--------------------|--|
| 公害防止統括者 公害防止監督者 | 工場や事業場の公害防止に関する業務を統括管理する役割を担います。 (工場長等の職責にある方が想定されています。) |
| 公害防止管理者 公害防止主任者 | 公害発生施設又は公害防止施設の運転・維持・管理、燃料・原材料の検査等を行う役割を担います。(施設の直接の責任者の方が想定されています。) |
| 公害防止主任管理者 | 公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担います。 (部長又は課長の職責にある方が想定されています。) |

※兼務は原則としてできません。(法律施行規則第5条第2号)ただし、一定の条件を満たせば、兼務することが認められています。(平成18年4月28日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示2号 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書き(第10条第2項において準用する場合を含む。))に基づく基準)

イ 同一社で同敷地にない複数の工場の場合

- ・兼務工場が常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所にあること。
- ・兼務工場が同種もしくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
- ・兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一である。
- ・業務規定で公害の防止に関する業務の実施体制等の公害防止に必要なことが定められていること。
- ・常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。
- ・兼務工場の数は、5以下であること。

ロ 親子会社が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合

- ・兼務工場が同一敷地内に設置されていること。
- ・兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
- ・公害の防止に関する業務について、契約で具体的かつ体系的に定められていること。
- ・兼務工場の数は、5以下であること。

ハ 中小企業団体(従業員の数が50人以下のもの)の場合

- ・兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること。
- ・兼務工場の数は、10以下であること。

ニ 中小企業者(同一の業種で、従業員の数が50人以下のもの)が共同で公害の防止に関する業務を行わせる場合

- ・兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること。
- ・契約で公害防止に必要なことが具体的かつ体系的に定められていること。
- ・兼務工場の数は、10以下であること。

● 罰則

| | | |
|-----|---|-----------|
| 法 律 | ・ 公害防止管理者等の選任義務に違反した者 ・ 公害防止管理者等の解任命令に違反した者 | 50万円以下の罰金 |
| | ・ 公害防止管理者等の選任の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・ 報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 | 20万円以下の罰金 |
| 条 例 | ・ 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 | 20万円以下の罰金 |
| | ・ 公害防止主任者等の選任義務に違反した者 ・ 公害防止主任者等の解任命令に違反した者 | 10万円以下の罰金 |
| | ・ 公害防止主任者等の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 | 5万円以下の罰金 |
| | ・ 公害防止主任者等の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者 | 5万円以下の過料 |

● 問合せ先

| 区分 | 担当 | 電話番号 |
|--------------------------------|----------------------------|--------------|
| 騒音・振動関係 | 埼玉県 環境部 水環境課 総務・騒音・悪臭担当 | 048-830-3079 |
| 水質関係、ダイオキシン類（水質）関係 | 埼玉県 環境部 水環境課 水環境担当 | 048-830-3081 |
| 大気関係、ダイオキシン類（大気）関係、 一般粉じん関係 | 埼玉県 環境部 大気環境課 規制担当 | 048-830-3058 |

または、次の環境管理事務所です。

| 環境管理事務所 | 所在地 | 連絡先 | 所管区域 |
|------------|---|--------------|---|
| 中央環境管理事務所 | 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 | 048-822-5199 | 鴻巣市、上尾市※、蕨市、 戸田市、桶川市、北本市、 伊奈町 |
| 西部環境管理事務所 | 〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越公共施設棟 | 049-244-1250 | 飯能市、狭山市※、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、 新座市、富士見市、日高市、 ふじみ野市、三芳町 |
| 東松山環境管理事務所 | 〒355-0024 東松山市六軒町5-1 | 0493-23-4050 | 東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、 毛呂山町、越生町、滑川町、 嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、鳩山町、ときがわ町、 東秩父村 |
| 秩父環境管理事務所 | 〒368-0042 秩父市東町29-20 | 0494-23-1511 | 秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町 |
| 北部環境管理事務所 | 〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 | 048-523-2800 | 熊谷市※、本庄市、深谷市、 美里町、神川町、上里町、 寄居町 |
| 越谷環境管理事務所 | 〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 | 048-966-2311 | 草加市※、八潮市、三郷市、 吉川市、松伏町 |
| 東部環境管理事務所 | 〒345-0025 杉戸町清地5-4-10 | 0480-34-4011 | 行田市、加須市、春日部市※、 羽生市、久喜市※、蓮田市、 幸手市、宮代町、白岡市、 杉戸町 |

- 備考
- ・さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市については、市の環境担当課が窓口です。
 - ・騒音・振動関係のみが対象の工場・事業場については、市町村の環境担当課が窓口です。
 - ・※印の付いている市については、一部の届出等を市が所管しています。



埼玉県のマスコット

コバトン

● 大気関係、粉じん関係 対象施設

選任区分

| 対象施設 | 工場・事業場の種類 | 規模 (1時間当たり) | 選任可能な資格 | | | | | | | | |
|----------------------|----------------------------|--|-----------|-----|-----------|-----|-----|-----|-----------|---------|------------|
| | | | 法律 | | | | | | 公害防止主任管理者 | 一般粉じん関係 | 条例 大気関係 |
| | | | 大気関係 | | | | 第3種 | 第4種 | | | |
| | | | 第1種 | 第2種 | 第3種 | 第4種 | | | | | |
| 表1 | 有害物質を発生するばい煙発生施設を設置している工場 | 排出ガス量 4万m ³ 以上 | ● | | | | | | | | |
| | | 排出ガス量 4万m ³ 未満 | ● | ● | | | | | | | |
| 表2 | 有害物質を発生しないばい煙発生施設を設置している工場 | 排出ガス量 4万m ³ 以上 (注1) | ● | | ● | | | | | | |
| | | 排出ガス量 1万m ³ 以上4万m ³ 未満 (注1) | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| 表1 表2 表4 表5 | ばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置している工場 | 排出ガス量4万m ³ 以上かつ、 排出水量1万m ³ 以上 (注2) | ▲ (注4) | | ▲ (注4) | | | ● | | | |
| 表3 | 一般粉じん発生施設を設置している工場 | (注3) | ● | ● | ● | ● | | | ● | | |
| 表1 表2 | ばい煙発生施設を設置している工場又は事業場 | 排出ガス量5千m ³ 以上 (注3) | ● | ● | ● | ● | | ● | | ● | |

(注1) 大気関係有害物質発生施設が設置されていない工場で、排出ガス量が1時間当たり1万m³未満のものは、法の対象になりません。(5千m³以上であれば条例の対象となります。)

(注2) 公害防止主任管理者の選任について、以下の場合は免除されます。

- ・ばい煙発生施設及び当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設について、同一人が公害防止管理者として選任される場合
- ・ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合

(注3) 大気関係第1種から第4種の公害防止管理者選任対象工場を除きます。

(注4) この資格と合わせて、第1種あるいは第3種の水質関係公害防止管理者資格を有している場合に選任可能です。

○ ばい煙発生施設 大気汚染防止法施行令別表第1(13項(廃棄物焼却炉)を除く。)に掲げる施設
※非常用施設も対象となります。

○ 排出ガス量 ばい煙発生施設から排出される気体の1時間当たりの量を、温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計(湿り排出ガス量)

表 1 大気関係選任対象施設（有害物質を発生するばい煙発生施設）
（業種によって、法律の対象か条例の対象が変わります。）

| 項番号 | 施設の種類 | 施設の使用用途 | 能力・規模 |
|-----|--|---|--|
| 9 | 焼成炉及び熔融炉 | ガラス又はガラス製品の製造用（原料として硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を使用するものに限る。） | 火格子面積 1 m ² 以上 バーナー燃焼能力 50 l/時以上 変圧器定格容量 200 kVA以上 |
| 14 | 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉 | 銅、鉛又は亜鉛の精錬用 | 原料処理能力 0.5 t/時以上 火格子面積 0.5 m ² 以上 羽口面断面積 0.2 m ² 以上 バーナー燃焼能力 20 l/時以上 |
| 15 | 乾燥施設 | カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用 | 容量 0.1 m ³ 以上 |
| 16 | 塩素急速冷却施設 | 塩素化エチレンの製造用 | 原料塩素処理能力 50 kg/時以上 （塩化水素にあつては塩素換算量） |
| 17 | 溶解槽 | 塩化第二鉄製造用 | |
| 18 | 反応炉 | 活性炭の製造用（塩化亜鉛を使用するものに限る。） | バーナー燃焼能力 3 l/時以上 |
| 19 | 塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設 | 化学製品製造用（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。） | 原料塩素処理能力 50 kg/時以上 （塩化水素にあつては、塩素換算量） |
| 20 | 電解炉 | アルミニウム製錬用 | 電流容量 30 kA以上 |
| 21 | 反応施設、濃縮施設、 焼成炉及び溶解炉 | 燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料製造用（原料として燐鉱石を使用するものに限る。） | 原料燐鉱石処理能力 80 kg/時以上 バーナー燃焼能力 50 l/時以上 変圧器定格容量 200 kVA以上 |
| 22 | 凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設 | 弗酸製造用（密閉式のものを除く。） | 伝熱面積 10 m ² 以上 ポンプの動力 1 kW以上 |
| 23 | 反応施設、乾燥炉及び焼成炉 | トリポリ燐酸ナトリウムの製造用（原料として燐鉱石を使用するものに限る。） | 原料処理能力 80 kg/時以上 火格子面積 1 m ² 以上 バーナー燃焼能力 50 l/時以上 |
| 24 | 溶解炉 | 鉛の第二次精錬用（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板、線の製造用 | バーナー燃焼能力 10 l/時以上 変圧器定格容量 40 kVA以上 |
| 25 | 溶解炉 | 鉛蓄電池製造用 | バーナー燃焼能力 4 l/時以上 変圧器定格容量 20 kVA以上 |
| 26 | 溶解炉、反射炉、反応炉及び 乾燥施設 | 鉛系顔料製造用 | 容量 0.1 m ³ 以上 バーナー燃焼能力 4 l/時以上 変圧器定格容量 20 kVA以上 |

備考 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1における項番号を指します。

表2 大気関係選任対象施設（有害物質を発生するばい煙発生施設以外）
（業種・規模によって、法律の対象か条例の対象が変わります。）

| 項番号 | 施設の種類 | 施設の使用用途 | 能力・規模 |
|-----|--|------------------------------------|---|
| 1 | ボイラー | 熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。 | 伝熱面積 10㎡以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上 |
| 2 | ガス発生炉及び加熱炉 | 水性ガス又は油ガスの発生用 | 原料石炭・コークス処理能力 20t/日以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上 |
| 3 | 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉（表1の第14項に掲げるものを除く。） | 金属の精錬又は無機化学工業品の製造用 | 原料処理能力 1t/時以上 |
| 4 | 溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（表1の第14項に掲げるものを除く。） | 金属の精錬用 | |
| 5 | 溶解炉（こしき炉並びに表1の第14項、第24項、第25項、第26項に掲げるものを除く。） | 金属の精製又は casting 用 | 火格子面積 1㎡以上 羽口面断面積 0.5㎡以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上 |
| 6 | 加熱炉 | 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用 | |
| 7 | 加熱炉 | 石油製品、石油化学製品又はコールドール製品の製造用 | 触媒に附着の炭素燃焼能力 200kg/時以上 |
| 8 | 触媒再生塔 | 石油の精製の用に供する流動接触分解装置に限る。 | |
| 8の2 | 燃焼炉 | 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置に限る。 | バーナー燃焼能力 6ℓ/時以上 |
| 9 | 焼成炉及び溶融炉 | 窯業製品の製造用（表1の第9項に掲げるものを除く。） | 火格子面積 1㎡以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上 |
| 10 | 反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（表1の第26項に掲げるものを除く。） | 無機化学工業品又は食料品の製造用 | 火格子面積 1㎡以上 バーナー燃焼能力 50ℓ/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上 |
| 11 | 乾燥炉（表1の第14項及び第23項に掲げるものを除く。） | | |
| 12 | 電気炉 | 製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用 | 変圧器定格容量 1,000kVA以上 |
| 27 | 吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 | 硝酸の製造用 | 硝酸合成・漂白・濃縮能力 100kg/時以上 |
| 28 | コークス炉 | | 原料処理能力 20t/日以上 |
| 29 | ガスタービン | | 燃焼能力 50ℓ/時以上 |
| 30 | ディーゼル機関 | | |
| 31 | ガス機関 | | 燃焼能力 35ℓ/時以上 |
| 32 | ガソリン機関 | | |

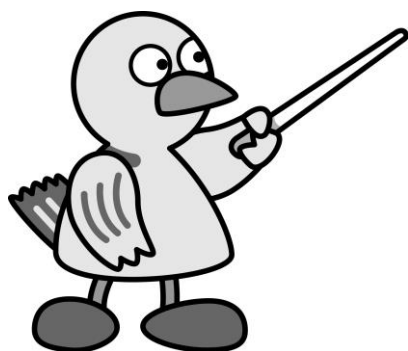
備考 1 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1における項番号を指します。

2 大気汚染防止法施行令別表第1第13項の廃棄物焼却炉については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、技術管理者の選任が必要となります。

表3 一般粉じん関係選任対象施設

| 項番号 | 施設の種類 | 能力・規模 |
|-----|---|---|
| 1 | コークス炉 | 原料処理能力 50 t / 日以上 |
| 2 | 鉱物（コークスを含み、石綿を除く。）又は土石の堆積場 | 面積 1,000 m ² 以上 |
| 3 | ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石またはセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。） | ベルトの幅75cm以上またはバケットの内容積 0.03 m ³ 以上 |
| 4 | 破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。） | 原動機の定格出力 75 kW以上 |
| 5 | ふるい（鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。） | 原動機の定格出力 15 kW以上 |

備考 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第2における項番号を指します。



● 水質関係 対象施設

選任区分

| 対象施設 | 工場・事業場の種類 | 規模 (1日当たり) | 選任可能な資格 | | | | | | |
|----------------------|--|---|-----------|-----|-----------|-----|-----|-----------|------|
| | | | 法律 | | | | | 公害防止主任管理者 | 水質関係 |
| | | | 水質関係 | | | | 第4種 | | |
| | | | 第1種 | 第2種 | 第3種 | 第4種 | | | |
| 表4 | 有害物質を排出する汚水等排出施設を設置している工場 | 排水量1万m ³ 以上 | ● | | | | | | |
| | | 特定地下浸透水を浸透させている、あるいは、排水量1万m ³ 未満 | ● | ● | | | | | |
| 表5 | 有害物質を排出しない汚水等排出施設を設置している工場 | 排水量1万m ³ 以上(注1) | ● | | ● | | | | |
| | | 排水量1千m ³ 以上1万m ³ 未満(注1) | ● | ● | ● | ● | | | |
| 表1 表2 表4 表5 | ばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置している工場 | 排出ガス量4万m ³ 以上かつ、排水量1万m ³ 以上(注2) | ▲ (注4) | | ▲ (注4) | | ● | | |
| 表4 表5 | 水質汚濁防止法施行令別表第1(同表第1号、第72号及び第73号を除く。)に掲げる施設を設置している工場又は事業場 | 排水量300m ³ 以上(注3) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |

(注1) 水質関係有害物質排出施設が設置されていない工場で、排水量が1日当たり1千m³未満のものは、法の対象になりません。(300m³以上であれば条例の対象となります。)

(注2) 公害防止主任管理者の選任について、以下の場合は免除されます。
 ・ばい煙発生施設及び当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設について、同一人が公害防止管理者として選任される場合
 ・ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合

(注3) 水質関係第1種から第4種の公害防止管理者選任対象工場を除きます。

(注4) この資格と合わせて、第1種あるいは第3種の大気関係公害防止管理者資格を有している場合に選任可能です。

○ 有害物質 水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質
 ○ 汚水等排出施設 水質汚濁防止法施行令別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設
 ○ 排水量 1日当たりの平均的な公共用水域への排水の量
 ○ 特定地下浸透水 地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むもの

表4 水質関係選任対象施設（有害物質）
（業種によって、法律の対象か条例の対象が変わります。）

| | | | |
|--------------|--|----|--|
| 19 | <p>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。）</p> <p>イ まゆ湯煮施設 ロ 副産物処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設</p> | 29 | <p>コーラール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</p> |
| 22 | <p>木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。）</p> <p>イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設</p> | 31 | <p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。）</p> <p>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びびろ過施設</p> |
| 23 の 2 | <p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。）</p> <p>イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</p> | 32 | <p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）</p> <p>イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設</p> |
| 24 | <p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。）</p> <p>イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設</p> | 33 | <p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート（PET）の製造の用に供するものに限る。）</p> <p>イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設</p> |
| 26 | <p>無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。）</p> <p>イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設</p> | 34 | <p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。）</p> <p>イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p> |
| 27 | <p>第26号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（以下この表において、「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造</p> <p>イ ろ過施設 ロ 遠心分離器 ハ 硫酸製造装置のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄装置 ニ 活性炭又は二酸化炭素の製造装置のうち、洗浄装置 ホ 無水けい酸製造装置のうち、塩酸回収装置 ヘ 靑酸製造装置のうち、反応施設 ト よう素製造装置のうち、吸着施設及び沈でん装置 チ 海水マグネシア製造装置のうち、沈でん装置 リ バリウム化合物製造装置のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設</p> | 35 | <p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。）</p> <p>イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設</p> |
| 28 | <p>カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。）</p> <p>イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設</p> | 37 | <p>第31号から第36号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒と</p> |

| | | | | |
|----|--|---|--|---|
| 37 | して使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。))若しくはエチレンオキシドの製造の用に要するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。) | 51 | 石油精製業(潤滑油再生業を含む。))の用に供する施設であって、次に掲げるもの(トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。) イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設 | |
| | イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設 | 53 | ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。) イ 研磨洗浄施設 ロ ガス洗浄施設 | |
| | | 58 | 窯業原料(うわ薬原料を含む。))の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。) イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設 | |
| | | 61 | 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。) イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設 | |
| | | 62 | 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。) イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設 | |
| | | 63 | 金属製品製造業または機械機器製造業(武器製造業を含む。))の用に供する施設であって、次に掲げるもの(液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電解若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る) イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 | |
| | 38 の 2 | 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く) | 63 の 3 | 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| | 41 | 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。) イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 | | |
| | 43 | 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 | | |
| | 46 | 第28号から第45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。) イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 | 64 | ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。) イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。) |
| | | 65 | 酸又はアルカリによる表面処理施設(クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。) | |
| 47 | 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。) イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(有害物質を含む物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 | 66 | 電気めっき施設(カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。) | |
| | | 66 の 2 | エチレンオキシド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。) | |
| 48 | 火薬製造業の用に供する洗浄施設(ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。) | 71 の 5 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。) | |
| | | 71 の 6 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。) | |
| 50 | 有害物質を含む試薬の製造業の用に供する試薬製造施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。) | | | |

備考1 番号は水質汚濁法施行令別表第1の項番号を指します。

表5 水質関係選任対象施設（有害物質以外）
（業種・規模によって、法律の対象か条例の対象が変わります。）

| | | | |
|-------------|--|--------------|---|
| 1 の 2 | 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。） | 18 の 2 | 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設 |
| | 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設 | 18 の 3 | たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設 |
| 2 | 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設 | 20 | 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設 |
| 3 | 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 | 21 | 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の葉液処理施設 ハ 原料回収施設 |
| 4 | 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設 | 21 の 2 | 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー |
| | | 21 の 3 | 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 |
| 5 | みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設 | 21 の 4 | パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設 |
| 6 | 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 | 23 | パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設 |
| 7 | 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設 | | |
| 8 | パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう | 30 | 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設 |
| 9 | 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 | 36 | 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 |
| 10 | 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設 | 38 | 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設 |
| | | 39 | 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設 |
| 11 | 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設 | 40 | 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設 |
| 12 | 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設 | 42 | ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 |
| 13 | イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設 | 44 | 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 |
| | | | |
| 14 | でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設 | 49 | 農業製造業の用に供する混合施設 |
| 15 | ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設 | 51 の 2 | 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホースの製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 |
| 16 | めん類製造業の用に供する湯煮施設 | | |
| 17 | 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 | | |
| 18 | インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 | | |

| | | | |
|--------------|--|--------------|---|
| 51 3 | 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設 | 67 68 | 洗たく業の用に供する洗浄施設 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 |
| 52 | 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設 | 68 の 2 | 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設 |
| 54 | セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） | 69 の 2 | 中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 |
| 55 | 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント | 69 の 3 | 地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 |
| 56 | 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 | | |
| 57 | 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 | | |
| 59 | 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 | 70 | 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。） |
| 63 の 2 | 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 | 70 の 2 | 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び第71号に掲げるものを除く。） |
| 64 の 2 | 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設 | | |
| 66 の 3 | 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設 | 71 の 2 | 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 |
| 66 の 4 | 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500㎡未満の事業場に係るものを除く。） | 71 の 3 | 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設 |
| 66 の 5 | 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。） | 71 の 4 | 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設 |
| 66 の 6 | 飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。） | | |
| 66 の 7 | そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。） | | |
| 66 の 8 | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。） | 74 | 特定事業場から排出される水（公共水域に排出されるものを除く。）の処理施設（第72号、第73号に掲げるものを除く。） |

備考 1 網かけ部分は法律対象外

備考 2 番号は水質汚濁法施行令別表第1の項番号を指します。

備考 3 表4のうち19、22、23の2、24、26、27、28、31、32、33、34、35、37、41、46、47、48、50、51、53、58、61、62、63、64、65、66の各号については、有害物質を排出しないものにあつては、表5に含まれます。

● ダイオキシン類関係 対象施設

表6 法律（工場が対象）

| 項番号 | 施設の種類の種類（別表第1） | 能力・規模 |
|-----|---|---|
| 1 | 焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉 | 原料処理能力 1 t / 時以上 |
| 2 | 製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。） | 変圧器の定格容量 1, 000 kVA 以上 |
| 3 | 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 | 原料処理能力 0.5 t / 時以上 |
| 4 | アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉 | 焙焼炉 原料処理能力 0.5 t / 時以上 乾燥炉 原料処理能力 0.5 t / 時以上 溶解炉 容量 1 t 以上 |

| 項番号 | 施設の種類の種類（別表第2） | 項番号 | 施設の種類の種類（別表第2） |
|-----|---|-----|---|
| 1 | 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 | 10 | 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設 |
| 2 | カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 | 11 | 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ [3・2-b:3'・2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設 |
| 3 | 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 | | |
| 4 | アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 | | |
| 5 | 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 | 12 | アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設 |
| 6 | 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 | | |
| 7 | カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設 | 13 | 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 |
| 8 | クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設 | 14 | 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設 |
| 9 | 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設 | | |

備考 別表第1、第2とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、第2を指します。

表7 条例（工場・事業場が対象）

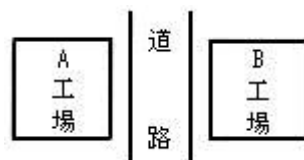
- 1 ダイオキシン類対策特別措置法施行令第15号に定める廃棄物焼却炉
 - 2 廃棄物焼却炉（1に同じ）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及びその焼却炉から生ずる灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの
 - ① 廃ガス洗浄施設
 - ② 湿式集じん施設
 - 3 ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質関係の「特定事業場」から排出される水の処理施設
- ※ ただし、次に該当する工場又は事業場は、選任は不要です
- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項に定める「技術管理者」を置くところ
 - 2 ダイオキシン類関係公害防止管理者選任対象工場
 - 3 下水道法第2条第6号に定める「終末処理場」
 - 4 水質関係の施設であって、排水を排出しないもの

工場とは原則として同一敷地内にあり、組織上、生産工程上密接な関連があるものを言います。ただし、同一敷地内になくとも、近接しており、全体を一工場として取り扱った方が公害防止組織の機能をより効果的に発揮できると認められる場合には、全体を一工場として取り扱います。

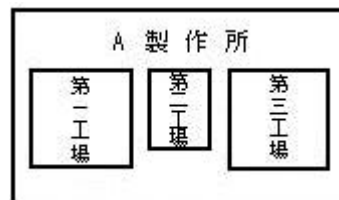
〔例1〕同一会社のA工場とB工場が離れた場所にある場合には、別個の工場とする。
この場合、A工場とB工場が組織上、生産工程上密接な関連がある場合も同様とする。



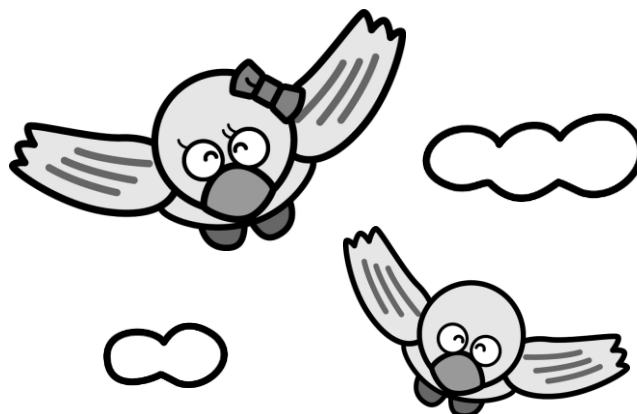
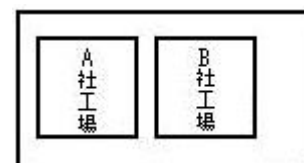
〔例2〕同一会社のA工場とB工場が道路または河川等をへだてて設置されているが近接しており、組織上、生産工程上、密接な関連があると認められる場合には、A工場とB工場を一括して一工場とする。



〔例3〕同一敷地内に異なる製品を生産する複数の工場があるが、全体の組織上、生産工程上密接な関連があると認められる場合には、全体を一括して一工場とする。



〔例4〕同一敷地内にA社の工場とB社の工場がある場合には、別個の工場とする。この場合、B社がA社の子会社であつても同様とする。



● 騒音・振動関係 対象施設

表 8 法律（工場が対象）

| 施設の区分 | 施設の種類 | 能力・規模 |
|---------|-------|-------------------------------|
| ①騒音発生施設 | 機械プレス | 加圧能力が980キロニュートン以上 |
| | 鍛造機 | 落下部分の重量が1 t 以上のハンマー |
| ②振動発生施設 | 液圧プレス | 加圧能力が2,941キロニュートン以上、矯正プレスを除く。 |
| | 機械プレス | 加圧能力が980キロニュートン以上 |
| | 鍛造機 | 落下部分の重量が1 t 以上のハンマー |

※ニュートン=0.101972kgf

表 9 条例（工場・事業場が対象）

| 施設の区分 | 施設の種類 | 能力・規模等 |
|---------|----------------|---|
| ③騒音発生施設 | 金属加工機械 | |
| | イ 圧延機械 | 定格出力の合計22.5 kW以上 |
| | ロ 製管機械 | |
| | ハ ベンディングマシン | ロール式、定格出力3.75 kW以上 |
| | ニ 液圧プレス | 矯正プレスを除く。 |
| | ホ 機械プレス | 加圧能力294キロニュートン以上980キロニュートン未満 |
| | ヘ せん断機 | 定格出力3.75 kW以上 |
| | ト 鍛造機 | 落下部分の重量が1 t 未満のハンマー |
| | チ ワイヤフォーミングマシン | |
| | リ ブラスト | タンブラスト以外で、密閉式のものを除く。 |
| | ヌ タンブラー | |
| | ル 切断機 | といしを用いるものに限る。 |
| | 建設用資材製造機械 | |
| | イ コンクリートプラント | 混練容量0.45 m ³ 以上、気泡コンクリートプラントを除く。 |
| | ロ アスファルトプラント | 混練重量200 kg 以上 |
| 鋳造型機 | ジョルト式のものに限る。 | |
| ④振動発生施設 | 金属加工機械 | |
| | イ 液圧プレス | 加圧能力が2,941キロニュートン未満、矯正プレスを除く。 |
| | ロ 機械プレス | 加圧能力が980キロニュートン未満 |
| | ハ せん断機 | 定格出力1 kW以上 |
| | ニ 鍛造機 | 落下部分の重量が1 t 未満のハンマー |
| | ホ ワイヤフォーミングマシン | 定格出力37.5 kW以上 |
| 鋳造型機 | ジョルト式のものに限る。 | |

- 備考 1 ①については騒音規制法第3条第1項、②については振動規制法第3条第1項、③については埼玉県生活環境保全条例施行規則第34条第1号、④については埼玉県生活環境保全条例施行規則第34条第2号の規定により指定された地域が対象地域です。
 ※③、④は市の区域については、市の定めた規制地域が対象となります。
- 2 法律の選任対象工場（液圧プレスのみが対象施設である工場は除く。）である場合は、条例の選任対象工場等から除かれます。
- 3 騒音・振動関係公害防止管理者資格は、平成17年まで騒音関係及び振動関係の二区分に分かれていました。このため、騒音発生施設又は振動発生施設のみを設置している工場では、それぞれ騒音関係又は振動関係のみの資格をお持ちの方の選任が可能です。